

平成17年5月24日

入札参加資格者各位

新潟市水道局 財務課長
(担当：契約係)

局発注工事における工事实績情報サービス(CORINS)への登録について(通知)

工事实績情報サービス(CORINS, コリンス)につきましては、公共工事発注における的確な企業選定と施工のより一層の品質確保に資するため、広く活用されているところであり、国・県・政令指定都市での発注工事においては、その登録が義務づけられているところです。また、新潟市におきましても、以前より登録の義務付けをお願いしているところです。

つきましては、本局におきましても、発注者としての責任を果たすことなどを目的に、下記により実施・適用してまいりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 登録対象工事 工事請負代金が500万円以上の建設工事
- 2 実施時期 平成17年7月1日以降の契約から
- 3 工事实績情報サービスへの登録手続(工事カルテの作成)

請負者は、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、工事の受注・変更・完成時に工事实績情報として、CORINS入力システムを用いて「工事カルテ」を作成し、発注者(財務課)の確認を受けたうえ、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内に、完成時は、工事完成後10日以内に、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出します。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとします。

また、登録完了後に(財)日本建設情報総合センター発行する「工事カルテ受領書」の写しを発注者(財務課)に提出してください。

ただし、工事請負金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注時のみの登録となります。

【CORINS登録についての問い合わせ先】

財団法人日本建設情報センター(JACIC)

〒107-8416 東京都赤坂7丁目10番20号(アカサセブンスアベニュービル4階)

CORINSセンター TEL03-3505-0411 fax03-3505-2665

4 その他

工事实績情報サービスへの登録には、登録料が必要です。「工事カルテ特記仕様書」に基づき、工事設計書に「現場管理費」として別途計上されております。

<<問い合わせ先：財務課 契約係 TEL025-266-9311>>

工事カルテ作成，登録に関する特記仕様書

工事カルテ作成，登録

請負者は，工事請負金額500万円以上の工事について，工事实績情報サービス(CORINS)入力システム(財団法人日本建設情報総合センター・平成7年3月)に基づき，「工事カルテ」を作成し，発注者(財務課)の確認を受けた後に，(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに，(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを，以下のとおり，発注者(財務課)に提出しなければならない。

ただし，工事請負金額500万円以上2,500万円未満の工事については，受注時のみの登録とします。

1 提出期限

- (1) 受注時登録データの提出期限は，契約締結後10日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は，工事完了後10日以内とする。
- (3) なお，施工中に，受注時登録データの内容に変更があった場合は，変更があった日から10日以内に変更データを提出しなければならない。

2 提出先

新潟市水道局 業務部 財務課

(新潟市関屋下川原町1丁目3-3 Tel025-266-9311)

3 提出部数

- (1) 「工事カルテ」(確認用)の写し 2部
- (2) 「工事カルテ受領書」の写し 2部